

平成19年2月1日

規則第7号

熊本県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年条例第13号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者)

第2条 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「法」という。）に規定する任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。

(育児休業の承認の請求手続)

第3条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書により、育児休業を始めようとする日の1月前までに行うものとする。

2 条例第3条第3号の規定により、再度の育児休業の承認の請求をする予定がある場合には、前項に規定する育児休業承認請求書に育児休業計画書を添えて提出しなければならない。

3 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その事由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(育児休業期間の延長の請求手続)

第4条 前条の規定は、法第3条第1項に規定する育児休業の期間の延長の承認の請求について準用する。

(子が死亡した場合等の届出)

第5条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を養育状況変更届により任命権者に届け出なければならない。

(1) 育児休業に係る子が死亡した場合

(2) 育児休業に係る子が職員の子でなくなった場合

(3) 育児休業に係る子を養育しなくなった場合

(4) 条例第5条第1号に規定する事由が生じた場合

2 第3条第3項の規定は、第1項の届出について準用する。

(職務復帰)

第6条 育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職又は停職の処分を受けたこと以外の事由により効力を失ったとき又は育児休業の承認が取り消されたときは、当該育児休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(人事異動通知書の交付)

第7条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、人事異動通知書を交付しなければならない。

(1) 職員の育児休業を承認する場合

(2) 職員の育児休業の期間の延長を承認する場合

(3) 育児休業をした職員が職務に復帰した場合

(4) 育児休業をしている職員について当該育児休業の承認を取り消し、引き続き当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認する場合

(任期付職員の任期の更新関係)

第8条 任命権者は、法第6条第1項の規定により職員を採用しようとする場合は、任期を定めて採用されること及びその任期について承諾した文書を職員となる者に提出させるものとする。

2 任命権者は、条例第6条の規定により職員の同意を得る場合には、当該職員に任期を更新すること及びその更新する期間について承諾した文書を提出させるものとする。

(任期付採用に係る人事異動通知書の交付)

第9条 任命権者は、次に掲げる場合には、人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、第3号に掲げる場合のうち、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認めるときは、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に代えることができる。

(1) 法第6条第1項の規定により任期を定めて職員を採用した場合

(2) 法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（次号において「任期付職員」という。）の任期を更新した場合

(3) 任期の満了により任期付職員が当然に退職した場合

(勤務した期間に相当する期間)

第 10 条 条例第 7 条第 1 項の規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

(1) 法第 2 条の規定により育児休業をしていた期間

(2) 熊本県後期高齢者医療広域連合一般職の職員の給与に関する条例施行規則（平成 19 年規則第 8 号。以下「給与規則」という。）第 15 条第 3 号及び第 4 号（勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者を除く。）に掲げる職員として在職した期間

(3) 休職にされていた期間（給与規則第 20 条第 3 項に規定する公務傷病による休職者であった期間を除く。）

(部分休業の承認の請求手続)

第 11 条 部分休業の承認の請求は、部分休業承認請求書により行うものとする。

2 第 3 条第 3 項の規定は、部分休業の承認の請求について準用する。

第 12 条 第 5 条の規定は、部分休業について準用する。

(その他)

第 13 条 育児休業承認請求書等の様式その他この規則の実施に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。